

R8. 7. 14付け再発防止策の実施に対する検証報告書（案）へのご遺族意見への対応

	ご遺族意見	県教育委員会の考え方
	今後の再発防止策の実施効果を発揮させるため、以下の１４項目に基づき、客観的な検証等を実施し、詳らかな結果の公表を要請します。	
1	再発防止策の検証論点整理（R7. 1. 15 県教委公表）に記載の通り、「ただちに改善に取り組むこと」「次年度以降に改善すること」をまとめ、具体的に記載してください。	検証報告書38ページに、「ただちに改善に取り組むこと」及び「次年度以降改善すること」を記載しております。
2	割合表示となっている全項目において、教職員数や生徒数を明示し、具体的に見えるようにしてください。今回の調査から漏れている人数も明らかにしてください。	検証報告書２ページに、検証に係る調査・アンケートに回答した教職員数及び生徒数を記載するとともに、参考数値として令和７年５月１日時点の教職員数及び生徒数を記載しております。また、７ページ以降、調査における各回答の割合表示に加えて、参考として実人数を記載しております。
3	生徒や教職員の個別意見を見過ごさないようにするため、具体的な意見を全て明らかにしてください。	教職員調査は適切な指導がなされているかどうか、特に体罰・不適切な指導・ハラスメントに関する認識等についての意識調査であり、選択式のため個別意見は収集しておりません。なお、教職員への意識調査について、外部有識者からの御意見を踏まえ、今後は選択肢とともに選択した理由を記述させる仕様にするなど、質的に現状を把握できるよう検討したいと考えております。また、生徒調査については、生徒の個人情報保護及び今後の行政執行への支障の観点から公表することは考えておりません。
4	教育動画に関して、各校の保護者通知が不十分な内容でなされているとの情報を得ています。ただちに改善が必要でありますので、各校の通知内容を確認後、その対応を明らかにしてください。	学校から保護者への教育動画視聴の周知に当たっては、県教育委員会が作成した伝えるポイントをまとめた資料を参考に行うよう通知しておりますが、今回の検証結果を学校へ通知する際に、併せて、改めて保護者へ周知する際の留意事項を通知することとしております。
5	教育動画に関する保護者意見の収受状況を明らかにしてください。	県教育委員会の教育行政相談窓口寄せられた御意見の内容としては、教育動画を視聴し、「子どもが通う学校の教員の言動が不適切な指導に当たるのではないか」という相談や、「体罰等の根絶に向けた良い取組だと感じた」といった御意見をいただいております。
6	教職員調査は、男女別、経験年数別への数値整理とし、現状を明らかにしてください。	性別や経験年数に関わらず、全ての教職員がいかなる場合においても体罰・不適切な指導・ハラスメントは許されないという認識を持ち、児童生徒が安心して学べる環境で、一人一人を伸ばす指導の充実を図ることが重要だと考えております。検証結果を踏まえ、管理職等が参集する機会等での現状と課題の周知や、教職員の意識改善に迫るより実践的かつ具体的な内容を用いて研修を実施することで、教職員の意識改革や指導力向上に取り組んでまいります。
7	生徒調査は、男女別、学年別への数値整理とし、現状を明らかにしてください。	性別や学年に関わらず、全ての生徒が体罰・不適切な指導・ハラスメントについて理解し、それらに気付いたときに援助希求行動がとれるようになることが重要だと考えております。引き続き、教育動画視聴による理解促進や、スクールカウンセラーや匿名相談・心の健康観察アプリ、校内外の相談窓口等多様な相談方法を設け、それらを周知するなど、引き続き、安心して相談できる環境づくりに努めてまいります。
8	校内巡視や教職員の指導状況を把握していない学校が４校あるとの報告があります。実施していない原因等を明らかにし、ただちに改善措置を講じてください。【P4】	学校調査のうち、「校内巡視を十分に行い、生徒指導場面や部活動における教職員の児童生徒への指導状況を把握している。」という設問において、「当てはまらない」と回答した学校長に聞き取りしたところ、「管理職による巡回だけでは十分に状況を把握できているとは言えないため、「当てはまらない」と回答したが、現在は管理職だけでなく複数の教員と手分けをして対応するように改めている。」などの状況があり、それぞれの学校に対して、改善に努めるよう指導したところです。
9	不適切な指導等が発生した場合の具体的な対応想定ができていない学校が３校あるとの報告があります。実施していない原因等を明らかにし、ただちに改善措置を講じてください。【P5】	学校調査のうち、「体罰・不適切な指導・ハラスメントが疑われる事案が発生した場合、聴き取り手順や当該教職員への指導、校内体制の見直しなどの必要な対応について具体的に想定している。」という設問において、「当てはまらない」と回答した学校長に聞き取りしたところ、「これまでは管理職のみで対応することを想定していたため、「当てはまらない」と回答したが、現在は生徒課長等も交えた組織体制に改めている。」などの状況があり、それぞれの学校に対して、改善に努めるよう指導したところです。
10	児童生徒を地域で見守る体制ができていない学校が２校あるとの報告があります。体制ができていない原因等を明らかにし、ただちに改善措置を講じてください。【P6】	学校調査のうち、「保護者・関係機関・地域住民等との情報交換、意見交換のできる機会を設け、学校の教育方針等を明確に示し、理解と協力を求めることで、児童生徒を地域で見守る体制をつくっている。」という設問において、「当てはまらない」と回答した学校長に聞き取りしたところ、「これまでは保護者の負担も考慮し、集まる会議などを設定できていなかったが、今年度から学校運営協議会を設置し改善に取り組んでいる。」などの状況があり、それぞれの学校に対して、改善に努めるよう指導したところです。
11	教職員の意識調査におけるほとんどの設問に対して「ある程度あてはまる」「あまり当てはまらない」「全く当てはまらない」と回答した教職員が１０％以上存在するとの報告があり、現在の再発防止策の実施では、教職員への再発防止効果が極めて不十分であることを表しています。その原因等を明らかにし、ただちに改善措置を講じてください。【P7～10】	全ての教職員がいかなる場合においても体罰・不適切な指導・ハラスメントは許されないという認識を持ち、児童生徒が安心して学べる環境で、一人一人を伸ばす指導の充実を図ることが重要だと考えております。検証結果を踏まえ、管理職等が参集する機会等での現状と課題の周知や、教職員の意識改善に迫るより実践的かつ具体的な内容を用いて研修を実施することで、教職員の意識改革や指導力向上に取り組むこととしております。なお、教職員への意識調査について、外部有識者からの御意見を踏まえ、今後は選択肢とともに選択した理由を記述させる仕様にするなど、質的に現状を把握できるよう検討したいと考えております。

R8. 7. 14付け再発防止策の実施に対する検証報告書（案）へのご遺族意見への対応

	ご遺族意見	県教育委員会の考え方
12	「体罰・不適切な指導・ハラスメントと思われる行為を教職員から受けた（または見た）」との生徒からの回答が370件あったとの結果報告があります。70校平均換算で5件を超えるこの異常な数値は、教育動画の生徒視聴の成果の一つであるとも考えられます。と同時に、現在の再発防止策の実施では、教職員への再発防止効果が不十分である可能性を表しています。アンケートに回答した生徒の安全を図りつつ、具体的な態様を示して、その行為に対していつ誰がどのような事実確認を行い、いつ誰がどのような指導を行ったのか明らかにしてください。また、匿名相談アプリへの生徒登録状況、相談件数、相談内容を明らかにし、これまでの遺族の意見を踏まえた上、ただちに再発防止策の抜本的な改善を講じてください。【P11】	個々の事案については回答した生徒のプライバシーに配慮することや今後の行政執行への支障の観点から、具体的な内容は公表できませんが、場面や場所など全体の回答の傾向等を取りまとめ、県教委主催の研修等で周知していくとともに、教職員の意識改善に迫るより実践的かつ具体的な内容を用いて研修を実施できるよう取り組み、再発防止策の徹底を図ることとしております。 また、匿名相談アプリについては、県立中学校・高等学校・中等教育学校では1人1台端末にインストールしているほか、生徒個人のスマートフォンにもダウンロードするよう働きかけ、全生徒が利用できる状況にあり、特別支援学校では生徒の実態に応じて利用しています。令和7年度に寄せられた419件のうち52件が「教職員との関係・要望」に関する相談となっております。 引き続き、生活アンケートや匿名相談アプリのみならず、相談しやすい雰囲気づくりやスクールカウンセラー、心の健康観察アプリ、校内外の相談窓口の周知など、様々な方法で児童生徒のSOSに気付く体制を整備するとともに、寄せられた意見に対しても迅速かつ適切に対応することとしております。
13	自殺予防教育に関する教職員研修を実施していない学校が22校あるとの報告があります。実施していない原因等を明らかにし、ただちに改善措置を講じてください。【P18】	検証報告書18ページにおいて、ご遺族及び外部有識者の御意見を踏まえ、改めて自殺予防教育に関する教職員研修を実施していない学校へ聞き取りを行ったところ、研修を実施していると認められる学校が13校ありました。そのため、実施した学校数61校、実施していない学校数9校と修正しております。また、教職員研修を実施した学校の取組として「学校で実施した主な取組」欄を新たに設けております。 今回、自殺予防教育に係る教職員研修を実施していないと回答した9校に確認したところ、自殺予防に絞った研修は実施できておりませんが、性的マイノリティやインターネットによる人権侵害などのテーマを選択し、「命の大切さ、自他の尊重」といった人権を尊重する視点での教職員研修を実施するとともに、児童生徒への自殺予防教育に当たっては、県教委の「自殺予防教育学習プログラム」の学習指導案を使って授業準備をしたり、外部講師の講演内容について組織として事前確認するなど、教職員の理解を深めた上で授業等を実施しているところです。 全教職員の知識理解がさらに深まるように、引き続き、eラーニングやリーフレットの周知、毎年度の悉皆研修や指導主事による訪問研修の実施等により、教職員の指導力や児童生徒のSOSへの適切な対応力の向上に向けて取り組むこととしております。
14	生徒の教育動画視聴後アンケートにおいて、体罰・不適切な指導、ハラスメントがどういった行為であるかの設問に対して、「どちらかといえば理解できた」「どちらかといえば理解できなかった」「まったく理解できなかった」と回答した生徒が10%以上存在するとの報告があります。再発防止のためには全生徒が完全に理解しておく必要がありますので、教育動画制作までの遺族の意見を踏まえた上、ただちに動画内容の改善措置を講じてください。【P28】	生徒調査として実施した動画視聴後アンケートにおいて、体罰・不適切な指導・ハラスメントがどういった行為か理解できなかった（どちらかといえば理解できなかったを含む）と回答した生徒については、その理由として指導とハラスメントの線引きが難しいといった意見等が見受けられました。児童生徒が体罰・不適切な指導・ハラスメントではないかと感じたときに、いつでも援助希求行動がとれる環境であることが大切だと考えており、こうした意見も踏まえつつ、引き続き、生徒が相談しやすい環境づくりを進めることとしております。また、今回の調査結果のフィードバックや、管理職が参集する機会等を通じて、各種取組の徹底を図ることとしております。